公 示 日:2025年4月2日(水)

調達管理番号: 25a00102 国 名: ブラジル

担 当 部 署:地球環境部 森林自然環境保全グループ 自然環境保全第二チー

厶

調 達 件 名:ブラジル国ブラジル法定アマゾンにおける先進技術を活用した森

林モニタリング・回復のための能力強化プロジェクト詳細計画策

定調査 (評価分析)

適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析

(2)格付:3号

(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2025年5月中旬から2025年7月下旬

(2) 業務人月:1.55人月

(3)業務日数:準備業務 現地業務 整理業務

5日 24日 10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(4) 提 出 方 法:国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じ

て行います。 (https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者 向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E 4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5 %8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の 「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前ま

でに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◆ 評価結果の通知: 2025 年 4 月 25 日(金)までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◆ 評価結果説明の取り止め: 2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載 (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/2 0230630.html) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果 の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

1	業務実施の基本方針	16 点
2	業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2)	業務従事者の経験能力等:	
1	類似業務の経験	40 点
2	対象国・地域での業務経験	8 点
3	語学力	16 点
4	その他学位、資格等	16 点
		(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査(特に森林分野における
	各種評価調査の経験を高く評価する)
対象国及び類似地域中南米及び全途上国	
語学の種類	英語(葡語ができることが望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

ブラジルは、現存する熱帯雨林の約 3 分の 1 を占めるアマゾンのうち、約 60%に相当する森林を有する。他方、1990 年代から 2000 年代初めにかけて、 年間の森林伐採面積は最大 2 万 km²に達するなど、ブラジル政府にとって違法 伐採対策および森林減少抑制策が課題となっている。2015年に開催された第21 回気候変動枠組条約締約国会議で採択されたパリ条約に基づき、ブラジル政府 は国別削減目標において、2030年までに森林減少をゼロにすることを明記した。 また、同政府は2023年6月に策定したアマゾン違法伐採防止管理計画の第5フ ェーズにおいて、アマゾンの保全と活用の両立を掲げた政策を打ち出した。現 在実施中の「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおけ る違法森林伐採管理改善プロジェクト」(2021-2026)では違法伐採防止に特化 しているが、長期的に森林を活用していくためには、伐採された森林の回復方 法を検討することは極めて重要な課題である。これらの課題へ対処するため、 現行案件で開発中の森林減少検知・予測モデルをさらに強化し、違法森林伐採 面積の削減を引き続き目指すとともに、リモートセンシングと空間データベー スを活用した森林再生モニタリングシステムを確立、さらには森林回復を促進 する持続可能なアグロフォレストリー手法の検討を目的とする技術協力プロジ ェクトが要請された。

7. 業務の内容

- (1) 準備業務((2025年5月中旬~2025年5月下旬)
 - ① 要請書・関連報告書等の資料·情報の収集·分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
 - ② ブラジル側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成 する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
 - ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案 (英文、和文)、PO (Plan of Operations) 案 (英文、和文)、および事業事前評価表案を検討する。
 - ④ 対処方針案(和文)の作成に協力する。
 - ⑤ JICA 本部が企画する団内勉強会や対処方針会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。
- (2) 現地業務(2025年5月下旬~2025年6月中旬)
 - ① JICA ブラジル事務所等との打合せに参加する。
 - ② ブラジル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他の団員と協力し、議事録を作成する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報·資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ブラジルの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) ブラジルの案件関連分野における開発動向
 - ウ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - エ) ブラジルの実施機関であるブラジル環境・再生可能天然資源院の 組織体制、人員、予算、関連する研究・開発課題等
 - オ) 当該関連分野に係る他ドナーの援助動向(FAO、EU、GIZ、ノルウェー・アマゾンファンド、世界銀行、WRI、その他 NGO 等)の活動動向、連携の可能性
 - カ) 我が国の自然環境保全分野における協力効果の発現状況
 - キ) 支援対象地域(森林回復にかかるパイロットサイト等)の社会や 家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連す

る社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等

- ク) プロジェクト実施に係る協力枠組み (案)、実施手法 (案)、投入 規模 (案)、先方政府負担事項 (案)
- ④ JICA 気候変動対策支援ツール (Climate-FIT) 緩和版 (方法論 2. 森林減少・劣化対策)

(html) を参考に、可能な範囲で、本事業が気候変動緩和策に資するか検討し、温室効果ガス排出削減量の推計を行う。

- ⑤ JICA 気候変動対策支援ツール (Climate-FIT) 適応版 (https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/__icsFiles/a fieldfile/2024/04/03/climate_fit_J.pdf) を参考に、可能な範囲 で、本事業が気候変動適応策に資するか検討する。また、適応オプションの検討と、裨益人口の推定を行う。
- ⑥ 「JICA コベネフィット型気候変動対策の分野別解説書「自然環境保全」」を参照しつつ、可能な範囲で、本事業による SDGs の各ゴールとのシナジー及びトレードオフを分析、シナジーの最大化及びトレードオフの最小化について、また、事業内容に組み込むことを検討する。
- ⑦ 現地調査時の議事録(和文)を作成する。
- ⑥ 現地調査結果を JICA ブラジル事務所等に報告する。
- (2) 整理業務(2025年6月中旬~2025年6月下旬)
 - ① PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
 - ② 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文3部)

2025年7月23日(水)までに提出。

次の①~③、及び収集資料一式を添付し、電子データをもって提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ③ 調査における議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可 等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もっ てください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務は2025年5月24日~6月16日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 衛星画像活用(外部団員)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

JICA ブラジル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎:あり

イ) 宿舎手配:あり

ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上:あり

オ) 現地日程のアレンジ: JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ から配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - 要請書(英文)
 - ・「JICAコベネフィット型気候変動対策の分野別解説書「自然環境保全」」
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・「先進的レーダー衛星及び AI 技術を用いたブラジルアマゾンにおける違 法森林伐採管理改善プロジェクト」事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900371_1_s.pdf

・「先進的レーダー衛星及び AI 技術を用いたブラジルアマゾンにおける違 法森林伐採管理改善プロジェクト」プロジェクトニュース

https://www.jica.go.jp/Resource/project/brazil/005/news/index.html

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を 求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効と させて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制と

し、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/2024 0308.html

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (http://www2. jica. go. jp/ja/odainfo/pdf/guidance. pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上